

京都市環境基本計画 2026-2030

【案】

京都市

令和8年●月

第1章 京都市環境基本計画について

1 基本理念

私たち人類は、この地球に誕生して以来、大気、水、大地、生物等の自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきました。

しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、私たちの身近な環境においても、地球温暖化に伴う猛暑や集中豪雨等の気候変動の影響の一層の顕在化・深刻化、生態系の破壊など、様々な影響が現れてきています。

すべての人は、“健全で恵み豊かな環境”を享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承していく責務を負っています。

このような認識の下に、市民、事業者、滞在者、行政等、京都市に関わるあらゆる主体が、それぞれで、あるいは、協働して環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを目的として、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、本計画を策定します。

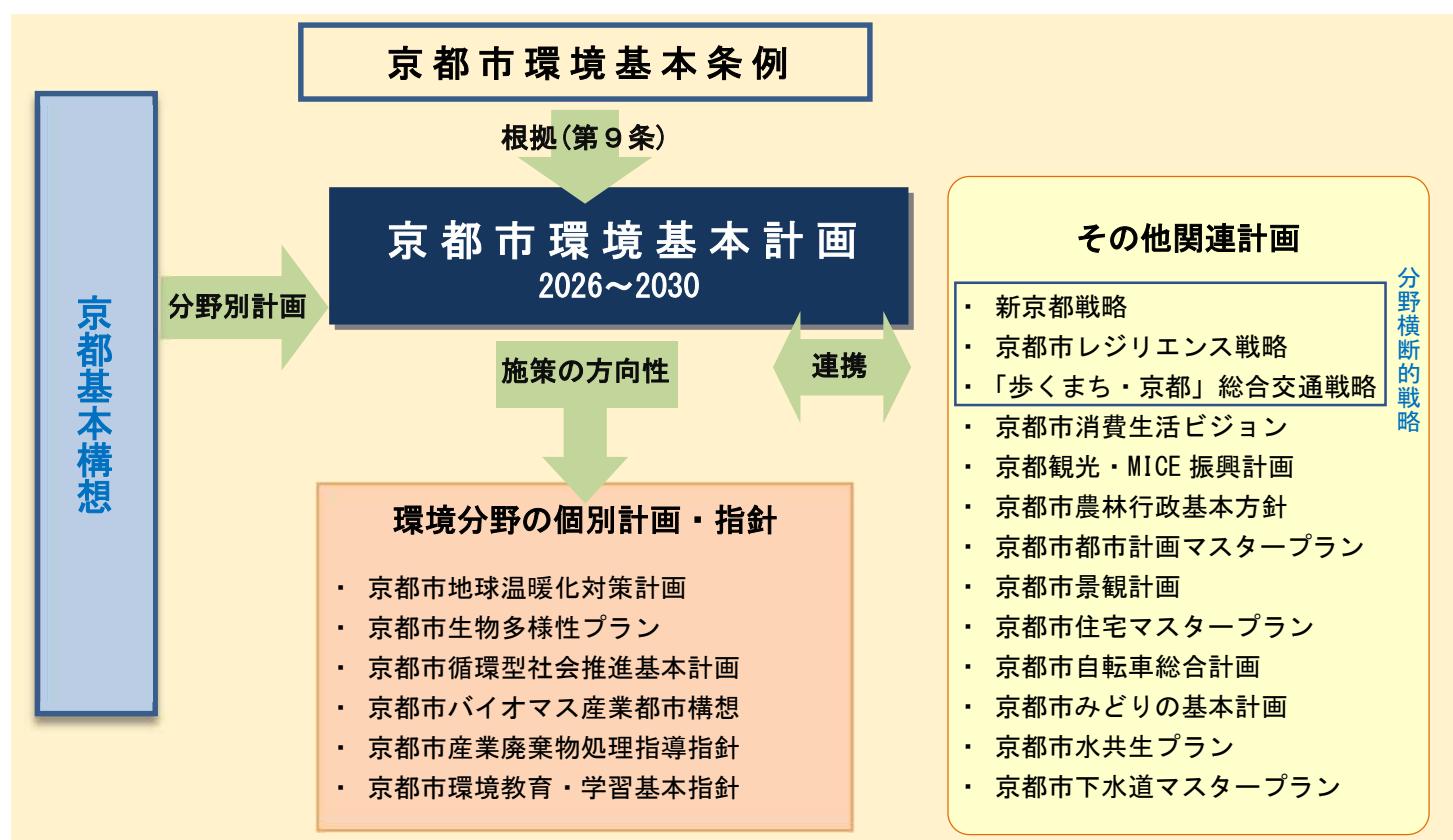
2 基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、市政の基本方針である「京都基本構想」に基づき策定する分野別計画です。

また、京都市環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び個別の分野の施策の大綱などを示す、環境行政のマスター・プランとして策定するものであり、環境分野の個別計画の上位計画として、全体最適を図ることも、役割の一つです。

併せて、本市が策定しているその他関連計画とも整合性を持たせ、観光や都市計画等、環境以外の分野とも連携しながら、統合的に取組を進めます。



（2）計画期間

令和8年度（2026）から令和12年度（2030）までの5年間とします。

3 京都市の環境を取り巻く現状及び課題

本市は、「京都市環境基本計画（2016－2025）」（以下「前計画」といいます。）等に基づき、市民・事業者の皆様の御協力の下、脱炭素先行地域への選定やプラスチック製品の分別回収、「京エコロジーセンター」「さすてな京都」といった環境学習施設を核とした環境教育・学習の充実、府市協働による「きょうと生物多様性センター」の設置、同センターによる多様な主体の生物多様性に係る取組の支援など、全国に先駆けた環境政策を実施してきました。

その結果、ピーク時からのごみ半減の達成、エネルギー消費量3割削減など、大きな成果を挙げることができ、全体としては、「京都市基本計画」の基本方針に掲げていた「自然との共生を楽しむ環境と調和した持続可能な社会」、前計画に掲げていた「地球環境にくらしが豊かに調和する『環境共生と脱炭素のまち・京都』」の実現に向け、着実に歩みを進めています。

しかしながら、観光に伴うごみ問題やプラスチック問題など、引き続き、対応を要する課題は依然としてあります。また、「取組の成果が見えづらい。」、「自らの行動が環境の保全につながっていることが実感できない。」といった意見もあり、取組を広げていくに当たっての課題となっています。

併せて、環境問題が地球規模でより深刻さを増す中、国や世界において、施策・取組がより強化されたり、より高い目標が設定されており、京都市としても、更に強力に取組を推進することが求められています。また、サーキュラーエコノミーといった新しい潮流にも対応していくかなければなりません。

これから国全体で人口減少社会を迎える中で、これらの課題を克服していくためには、ウェルビーイングといった新しい価値観も取り入れながら、より多くの主体に環境に資する行動をとっていただくこと、環境保全の取組に「参加」していただくことが必要です。また、AI等の新しい技術を導入し、効果的・効率的に施策を進めていくことも必要です。

第2章 京都市が目指す将来像

1 目指す将来像「自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち」

本計画では、「京都基本構想」が掲げる「京都市がめざすまち」の一つ「自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち」を2050年の将来像とします。

この将来像は、環境分野の個別計画が目指す長期的な姿が同時に実現して、はじめて成り立つものです。

京都市に関わるあらゆる主体が、豊かな自然の恵みへの感謝と敬意を忘れず、その恩恵を未来に引き継ぐ強い思いを持って行動することで、この将来像が実現できます。

【環境分野の各個別計画が目指す長期的な姿】

○地球温暖化対策計画

悠久の自然との共生の中で育んできた生活様式・文化様式や知恵、新たな技術を融合し、脱炭素が、生活の質の向上、持続的な経済発展と共に実現されている「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」

○生物多様性プラン

自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、京都の暮らし・文化・産業が継承・発展される「自然共生のまち・京都」

○循環型社会推進基本計画

“モノ”の生産に必要最小限の資源が循環利用される暮らしや事業活動の下、地球環境への負荷が持続可能なレベルに抑えられ、自然災害や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる、「持続可能な循環型社会」

2 環境行政の方針

＜基本方針＞

目指す将来像の実現に向け、ごみ収集・適正処理や公害監視等の基幹的業務の維持や、脱炭素、生物多様性、資源循環の関連を意識した一体的実施はもとより、環境分野にとらわれず、他の分野とも連携し、また、進展するAIや新たなテクノロジーも活用しながら、環境・経済・社会の統合的な課題解決に取り組みます。

これにより、将来に向けた良好な環境の創出と同時に、ウェルビーイングの向上にもつなげます。

＜計画策定・推進に当たってのポイント＞

(1) 「ひと・しくみづくり」の充実

① 人口減少社会への対応

2010年以降日本の人口は減少局面に入り、京都市においても、2015年から減少に転じていますが、「人口が減少すれば、必然的に環境負荷が低減するので、環境保全の取組は必要ない。」ということではなく、環境保全の重要性は変わりません。

むしろ、環境保全の取組の担い手が減る中で、幅広い世代の参加、様々な主体の連携がより必要になってきます。そのためには、ウェルビーイングといった新しい価値観にも対応してい

くことが重要です。

② 具体的行動の明確化と共有

より多くの主体に環境に資する行動をとっていただくためには、まず、各主体の役割や求められる行動を具体的に明確化し、それを共有すること、そして、「自らの行動が環境の保全につながっている」と実感していただくことが必要です。

③ 「参加」の仕組みづくり

より多くの主体に環境保全の取組に参加していただくためには、既存の活動を支援する、あるいは、連携したいと思っている主体同士を結び付ける仕組みを構築することが必要です。

(2) より一層の分野間連携

脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会、それぞれの課題は互いに関連し合っています。そのため、脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会を別々に目指すのではなく、それらの諸課題を踏まえて、シナジー（お互いに良い影響を及ぼし合う相乗効果を生み出すこと）を拡大し、トレードオフ（両立できず取り合いになること）を最小化できる施策を展開していくことで、全体最適を図り、「持続可能な都市」を構築していくことが求められます。

また、観光や都市計画等、環境以外の分野と連携を図りながら、京都経済の成長や地域の活性化等につなげていくことも必要です。

(3) A I 等の新しい技術の活用

A I 等の新しい技術は、環境課題の解決と成長を実現する原動力であり、環境負荷も考慮しながら、適応・活用していくことが必要です。

3 環境指標

アンケート等により市民の実感度等を把握して評価を行う「主観的指標」と、施策・取組の状況を客観的な数値により把握して評価を行う「客観的指標」(各分野の令和12(2030)年度目標値)を「環境指標」として設定し、主観・客観の両面から総合的な評価を行います。

主観的指標については、以下の指標を設定し、将来に向けた良好な環境の創出と合わせて、ウェルビーイングの向上につながっているかについても、把握できるようにします。

主観的指標

○目指す将来像に掲げる「自然」とその恵みの実感

- ・あなたは、京都の身近な自然環境が守られ、受け継がれていると感じますか。
- ・あなたには、日々の暮らしや余暇の中で自然を感じる機会がありますか。

○将来・次の世代に向けた取組

- ・あなたは、喫緊の環境問題に対して、将来世代のことも考えた環境の取組が進んでいると感じますか。

○楽しみ・前向き（本人の幸せと行動）

- ・あなたには、楽しみながら前向きに取り組んでいる「環境によいこと」がありますか。

○事業者・滞在者

- ・あなたは、京都が環境を考えた経営・取組を行う企業を評価するまちになっていると感じますか。
- ・あなたは、京都に来る観光客が、京都の環境を良くすることに貢献したり、京都の環境の魅力を高めるための役割を担っていると感じますか。

○各分野の指標（脱炭素社会・自然共生社会・循環型社会など）

- ・あなたは、地球温暖化への対策として、省エネ化や太陽光発電などの再エネ導入が進んでいると感じますか。
- ・あなたは、多様な生きものが生息する良好な自然環境が保たれていますか。
- ・あなたは、ごみの減量や分別に関する情報が得られ、ごみを出さない暮らしが広がり、分別・リサイクルが進んでいると感じますか。
- ・あなたは、エシカル消費について知っていますか。

客観的指標については、各分野の代表的な指標を設定します。

客観的指標

客観的指標	基準値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
(1) 脱炭素社会			
温室効果ガス排出量削減率 (平成25年度比)	-	27.6% (2023(R5)年度)	46%以上※ (2030(R12)年度)
エネルギー消費量削減率 (令和5年度比)	-	-	9%以上 (2030(R12)年度)
消費電力に占める 再生可能エネルギー比率	-	26.9% (2023(R5)年度)	40%以上 (2030(R12)年度)
(2) 自然共生社会			
自然共生サイト認定面積・件数	-	257ha・10件 (2024(R6)年度)	700ha・30件 (2030(R12)年度)
京都市内における生物多様性 保全に資する地域面積の割合	-	42% (2024(R6)年度)	(モニタリング指標 として状態を把握)
大気汚染に係る市保全基準達成状況	83.3% (2019(R元)年度)	83.3% (2024(R6)年度)	100%
水質汚濁に係る市保全基準達成状況	87.5% (2019(R元)年度)	89.3% (2024(R6)年度)	100%
(3) 循環型社会			
ごみ焼却量	38.2万トン (2019(R元)年度)	33.8万トン (2024(R6)年度)	30万トン (2030(R12)年度)
食品ロス排出量	6.1万トン (2019(R元)年度)	4.7万トン (2024(R6)年度)	4.0万トン (2030(R12)年度)
再生利用率	19% (2019(R元)年度)	34% (2023(R5)年度)	39% (2030(R12)年度)
(4) ひと・しくみづくり			
京都環境賞応募件数(累計)	644件 (2019(R元)年度)	866件 (2024(R6)年度)	1,130件 (2030(R12)年度)
環境保全活動プログラム参加者数	257,593人 (2019(R元)年度)	302,842人 (2024(R6)年度)	(モニタリング指標 として状態を把握)
京都市の環境関連情報サイト 閲覧数	-	(今後現状値を把握)	(モニタリング指標 として状態を把握)

※ 46%削減を着実に達成し、さらに高みを目指していく。

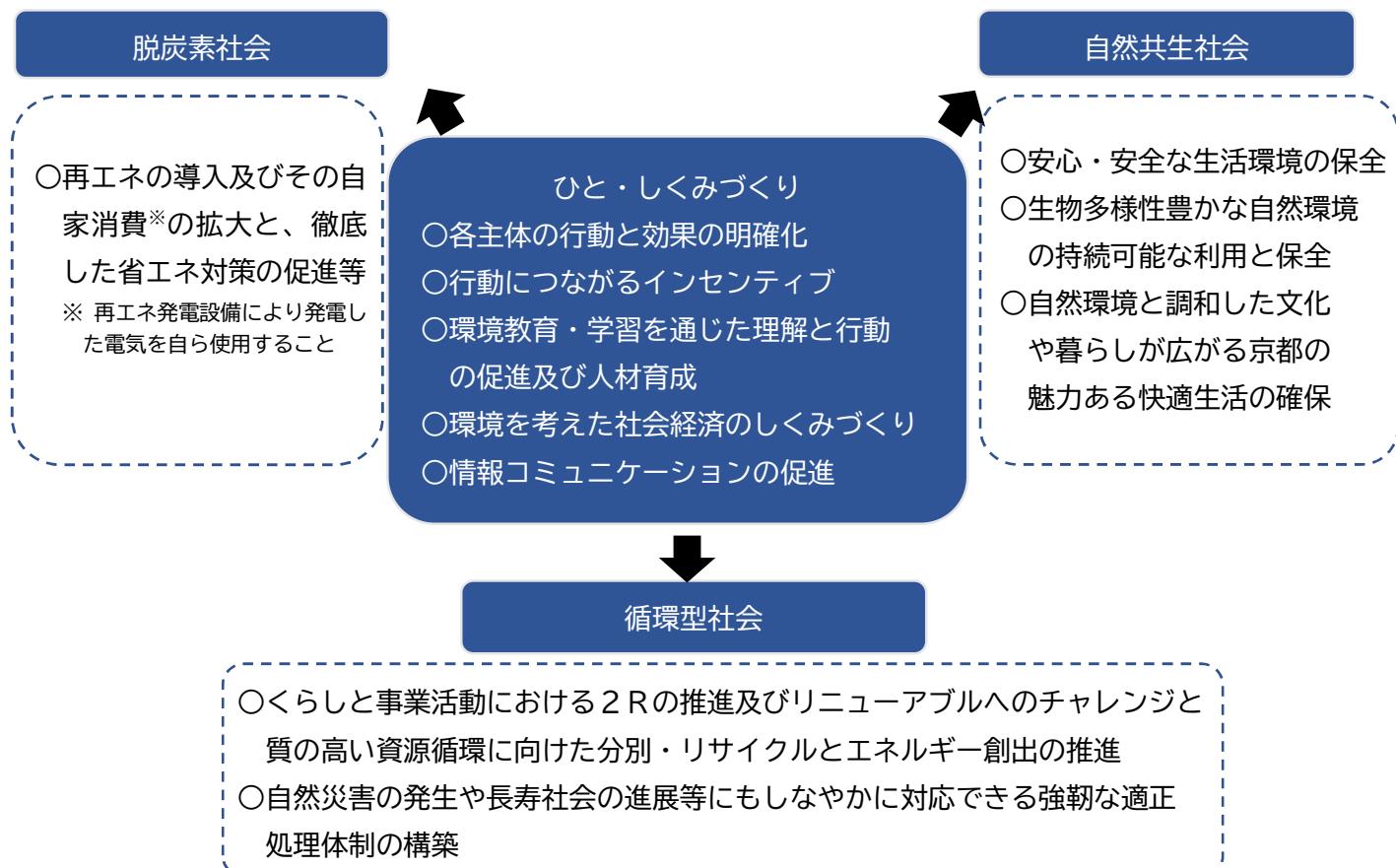
第3章 施策体系

本計画には、「脱炭素社会」「自然共生社会」「循環型社会」の3分野の施策の方向性を示すとともに、分野横断的に取り組むことが有効である「ひと・しくみづくり」の施策を挙げています。

施策を実施するに当たっては、3分野間、環境以外の他の分野とのつながりを意識し、シナジーを拡大し、トレードオフを最小化することで、全体最適化を図ります。

※ 具体的な取組については、各個別計画において示すため、本計画の施策体系では、目指す将来像の実現に向け、令和12（2030）年度までに短期的・重点的に取り組む施策の方向性について示します。

【施策体系】





気候変動による影響が一層顕在化・深刻化し、地球温暖化対策が喫緊の課題となっている状況下において、「京都議定書」誕生の地としての矜持を持って、市民・事業者などあらゆる主体とともに、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量の削減目標（2013 年度比 46%以上削減）の達成、そして、本市の 2050 年の脱炭素社会の姿である、「悠久の自然との共生の中で育んできた生活様式・文化様式や知恵、新たな技術を融合し、脱炭素が、生活の質の向上、持続的な経済発展と共に実現されている『将来の世代が夢を描ける豊かな京都』」を目指します。

《基本施策》

○ 再生可能エネルギーの導入及びその自家消費の拡大と、徹底した省エネルギー対策の促進等

脱炭素社会の実現に向けては、引き続き「ライフスタイル」、「ビジネス」、「エネルギー」、「モビリティ」の 4 つの分野の転換を進め、特に再生可能エネルギーの導入及びその自家消費の拡大と、徹底した省エネルギー対策を促進します。あわせて、森林等の二酸化炭素の吸収源対策や、気候変動の影響を軽減するための適応策を進めます。

また、イノベーションやグリーン人材の育成など、中長期的に取り組むべき施策を推進していきます。

「**ライフスタイルの転換**」では、地域の課題解決や生活の質の向上・意識改革につながる京都発脱炭素ライフスタイルの普及・定着、環境性能の高い ZEH などの住宅や機器の普及、グリーン人材の育成を進めるほか、大学等と連携した、市民の行動変容に向けた調査研究にも取り組みます。

「**ビジネスの転換**」では、あらゆる事業者の主体的な取組の促進や支援の充実、サーキュラーエコノミーへの移行の促進等の環境と経済の好循環を生み出す仕組みづくり、産学公連携でのイノベーション・ビジネス創出を進めます。

「**エネルギーの転換**」では、市内の再生可能エネルギーの最大活用に向け、特に太陽光発電等の自家消費を促進するほか、次世代太陽電池の早期実装化に向けた調査・支援等を行います。また、再生可能エネルギー電気の利用促進や、事業者や国との対話や働きかけ、連携を通じたエネルギー供給事業者による再生可能エネルギー供給等を促進します。さらに、分散型エネルギー・システム構築に向けた調査・研究を進めます。

「**モビリティの転換**」では、公共交通の利便性向上と利用促進などによる、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けたまちづくりを進めます。また、EV・PHEV 等の次世代自動車の普及を促進します。さらに、新技術・新概念を踏まえた移動サービスの実現に向けた取組を進めます。

また、「**吸収源対策**」では、森林整備や農業の維持・発展、緑地保全を進めるとともに、地産地消等の農産物・木材の需要拡大を図り、森林や農地、緑地が有する二酸化炭素の吸収・固定機能の維持・強化を図ります。

さらに、近年の猛暑や集中豪雨の増加などを踏まえ、気候変動による被害の回避・軽減を図る「**適応策**」について、長期的な視点に立って、「自然災害」「健康・都市生活」「水循環・水資源」「農業・林業」「自然生態系」「文化・観光・地場産業」における一層の対策を図り、気候変動に適応するまちづくりを進めます。



「自然共生社会」の実現に向け、京都市では自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、京都の暮らし・文化・産業が継承されるよう、大気、水、土壌などを良好な状態に保持・保全し、市民が安心して暮らすことができる安心・安全な環境を確保したうえで、生物多様性豊かな自然環境と調和した文化や暮らしが広がる、うるおいと安らぎのある快適なまちを目指します。

《基本施策》

○ 安心・安全な生活環境の保全

安心・安全な生活環境の保全は、人の健康・くらしを守るという点において、環境行政の原点と位置付けられるものであり、脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会の基盤となるものです。

このため、大気汚染、水質汚濁等について、維持されることが望ましい基準を定め、その測定を市内各所で行い監視するとともに、市民や事業者へ生活環境の保全のための啓発や指導を適切に行うことなどにより、市民の健康を守り、安心・安全な生活環境の保全に努めます。

○ 生物多様性豊かな自然環境の持続可能な利用と保全

本市は、山紫水明と呼ばれる山々や河川が織りなす豊かな自然に恵まれ、私たちの暮らしや文化などは、こうした豊かな自然環境により育まれた生物多様性の恵みに支えられています。

また生物多様性の持続可能な利用と保全に向けては、「生物多様性」に興味のある層だけでなく、幅広い層への認知を促進するとともに、市民や事業者などあらゆる主体が生物多様性に配慮した行動に取り組むことが必要です。

それらを踏まえ、文化を支える生物資源の持続可能な利用など「京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用」や里地里山の保全・回復など「生息・生育地と種の多様性の保全・回復」に取り組み、生物多様性豊かな自然環境を保全します。

また、各主体の参画を促すため、自然とのふれあいや学習の機会の充実など「生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換」や生物多様性に配慮した企業活動の促進など「社会変革に向けた仕組みの構築」を進めます。

さらに、府市協働で設置した「きょうと生物多様性センター」の運営をはじめ、各主体の取組を支援します。

○ 自然環境と調和した文化や暮らしが広がる京都の魅力ある快適生活の確保

本市では、豊かな自然環境の下で、数多くの伝統的な建造物、京町家に代表される風情ある町並みを舞台に、門掃き、打ち水などといった先人たちの工夫による習慣が育まれ、和食や着物といった自然からの恵みと合わせ、文化や自然環境と調和した京都らしい快適な暮らしが営まれてきました。

このことを踏まえ、自然豊かな都市景観を保全するとともに、公園や身近な緑・水辺環境の整備等を進め、京都の魅力ある快適な暮らしの確保に努めます。

資源の有効利用と環境負荷の低減を図る循環型社会づくり

分野別方針 3



持続可能な循環型社会の実現を目指し、2050年を見据えて、社会の課題解決や活性化につながる資源循環の推進、「モノ」のライフサイクル全体を見据えた脱炭素化への貢献、適正処理の確保に向けた持続可能なごみ処理体制の確立を進めていきます。

そのため、ひきつづき「2R（発生抑制・再使用）+リニューアブル（再生可能資源の活用）」、「分別・リサイクル」の取組を進めていくにあたり、発生抑制施策を改めて推進・徹底するとともに、資源物回収の強化、生ごみ対策、プラスチック・衣類対策強化などを進めていきます。

《基本施策》

○ くらしと事業活動における2Rの推進及びリニューアブルへのチャレンジと質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進

「一般廃棄物」については、手付かず食品や食べ残しといった「食品ロス」や、使い捨てプラスチックの削減などの2R（発生抑制・再使用）を促進することに加え、リニューアブル（再生可能資源の活用）に取り組むことで、ごみの出ない環境に配慮したくらし（エシカル消費等）や事業活動への転換を図ります。

また、分別・リサイクルについては、雑がみのほか、衣類・プラスチックの回収を進め2Rと合わせて脱炭素にもつなげるとともに、食品廃棄物や木質ごみ等のバイオマスを中心としたリサイクルの受け皿の充実を図ることで、市民・事業者等の皆様の分別・リサイクルを促進します。

2Rと分別・リサイクルを徹底したうえで、それでもなお残ったごみについては、焼却熱によるごみ発電と、生ごみ等を発酵させて取り出したメタンガスを燃料として発電するバイオガス発電の併用により、ごみからエネルギーを最大限創出するなど、徹底的な資源循環を図ります。

観光ごみへの対応として、滞在者による食品ロスの削減・分別排出を呼び掛けるほか、散乱ごみ対策として、マナーの周知や、地域の実情に応じた取組を進めます。

「産業廃棄物」については、排出事業者や処理事業者が高い意識を持ち、廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルの促進をはじめとする環境保全の取組が実行できるよう、情報提供や啓発に努めるとともに、再資源化やエネルギー回収といった取組がさらに進展するよう働き掛ける等、環境負荷の低減に向けた取組を進めていきます。

その他、不適正処理等の違反行為等に対しては、必要に応じた立入調査や指導等を適切に行い、厳正かつ迅速に対応します。

○ 自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靭な適正処理体制の構築

近年、大規模自然災害が頻発していることや少子長寿社会が進展していることを踏まえ、一般廃棄物について、これらの危機や変化にしなやかに対応できる強靭な適正処理体制を構築することを目指します。また、火災などの危険があるリチウムイオン電池等の回収を進め、適正処理にもつなげます。

環境保全を総合的に推進するための「ひと・しくみづくり」

分野別方針 4 (分野横断型)



目指す将来像を実現するうえで、最大の鍵となるのが、京都市に関わるあらゆる主体の環境に関する知識・意欲の向上、行動の活性化であり、そのための「ひと・しくみづくり」です。

- ・ 環境教育・学習をライフステージに応じて系統的かつ統合的に推進し、より多くの方に、環境とのつながりや、環境保全についての理解を深めていただきます。
- ・ 各主体のとるべき（とることが望まれる）行動を具体的に明確化し、滞在者も含めた、より多くの方に共有していただくことで、行動変容・行動の活性化につなげていきます。
- ・ より多くの方に環境に資する行動をとり、環境保全の取組に参加していただくためには、自らの行動の成果を実感していただくことや、場合によっては、インセンティブ（動機付け）を付与することで、行動を促進することも必要になります。

市民や滞在者の皆様が楽しみながら、また、事業者の皆様には環境に配慮した事業活動が事業の継続発展につながることを感じていただきながら、行動していただけるよう、インセンティブや効果の実感を意識した取組を進めます。

- ・ 上記の取組には、情報コミュニケーションの促進が欠かせません。行政からの発信に加えて、様々な主体による情報発信を促進するとともに、行政も含め対等な立場でやり取りをしていく対話の仕組み（ラウンドテーブル）づくりに取り組みます。

《基本施策・具体的な取組》

① 環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成

「京エコロジーセンター」や「さすてな京都」といった環境学習施設を連携させ、最大限活用しながら、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境とのつながりや、環境保全についての理解を深めるための環境教育・学習を、ライフステージに応じて系統的かつ統合的に推進します。必要があれば、「京都市環境教育・学習基本指針」の改定を行います。

② 各主体の行動と効果の明確化

各主体の役割や、具体的行動と効果を分野横断的に掲げる「主体別指針」を策定します。

③ – 1 行動につながるインセンティブ（動機付け）

市民の皆様に楽しみながら、事業者の皆様には事業の継続発展につながることを実感して、前向きに取り組んでいただくために、効果の見える化や、環境に良い取組の顕彰など、インセンティブになるような取組を実施します。

③ – 2 環境を考えた社会経済の仕組みづくり

サーキュラーエコノミーをはじめ、エシカル消費、地産地消など、環境に配慮した消費生活や経済活動が重要になってきていることを発信するとともに、環境マネジメントシステムの活用など、環境に資する事業活動が事業の継続発展につながっている事例の創出に取り組みます。

また、土地の利用の種類ごとに、どのような機能を果たしているのかを理解していただくための資料を作成します。環境影響評価等を適切に運用し、環境機能が損なわれることの回避・低減や、環境機能の回復・創造につなげていきます。

④ 情報コミュニケーションの促進

本市からの情報発信に加えて、各主体による情報発信を促進します。

また、本市が一方的に発信するだけでなく、意見交換会やワークショップ等、本市と様々な

主体が対話し、様々な主体が施策の立案・決定・実施・評価に参加できる仕組みを構築します。そのような仕組みを構築し、より多くの方に納得感を持って行動していただくことで、行動の深化、更なる活性化が期待できます。

○ シナジー拡大・トレードオフ最小化のために

分野連携による課題の同時解決を進めるためには、主体や空間に着目し、その行動がどのような効果を生むのか、その空間はどのような役割を果たしているのかを、より多くの方に理解し、行動していただくことで、シナジーを拡大し、トレードオフを最小化していくことが必要です。その明確化、周知啓発に取り組みます。

《具体的な取組（再掲）》

- ・「主体別指針」に、行動の効果を明記します。（→「各主体の行動と効果の明確化」）
- ・土地の利用の種類ごとに、どのような機能を果たしているのかを理解していただくための資料を作成します。（→「環境を考えた社会経済の仕組みづくり」）

第4章 計画の推進

1 計画推進の基本的な考え方

計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るために、長期的目標や基本施策の到達状況や取組状況を定期的に把握したうえで、評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このことを踏まえ、本計画の進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、P D C Aサイクルを活用して行います。

2 計画の推進体制

- (1) P (計画に基づく施策・事業の立案)、D (施策・事業の実施)、C (施策等の進捗状況の点検等)、A (次年度以降の施策への反映) のそれぞれの過程に、多様な主体に参加いただく仕組みを作ります。
- (2) 本市は、毎年、環境指標により本計画の進行状況を把握し、点検・評価を行ったうえで、京都市環境審議会に報告し、今後の計画推進のための意見・提言を受けます。

なお、京都市環境審議会の意見や提言を取りまとめた後、その内容を京都市環境条例第8条に基づく年次報告書や本市ホームページなどで公表します。

3 計画の進行管理

本計画の進行管理は、以下のとおり実施します。

その過程においては、政策過程の透明性の確保、多様な主体の参加の促進の観点も踏まえ、政策の目的、内容、効果等を分かりやすく説明し、意見や提案について誠実に応答するとともに、それらの内容を適切に施策等に反映させていきます。

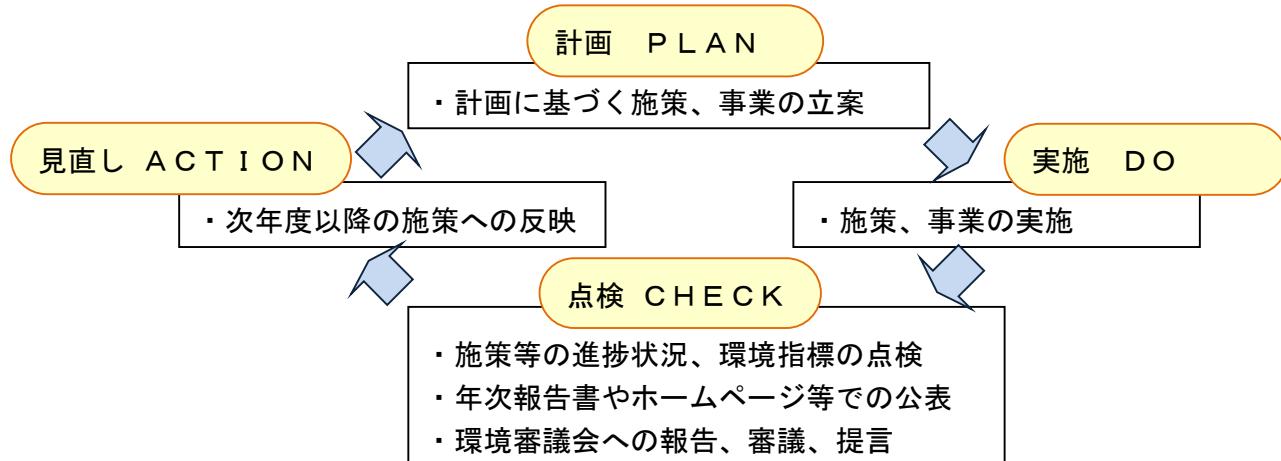
(1) 進行状況の点検・評価

環境指標について、アンケート調査等の各種調査や最新の数値などにより、現状を正確に把握したうえで、計画の進行状況の点検・評価を行います。

(2) 点検・評価結果を受けての見直し

計画の進行状況の点検・評価の結果及び京都市環境審議会における意見・提言等を踏まえ、新たな事業の実施、既存事業の見直し等を検討します。

また、環境指標についても、計画の進行状況の点検・評価を行うために、適宜、新たな環境指標の採用、目標数値の新規設定や修正といった見直しを行います。



各分野の進捗状況（現状・課題）

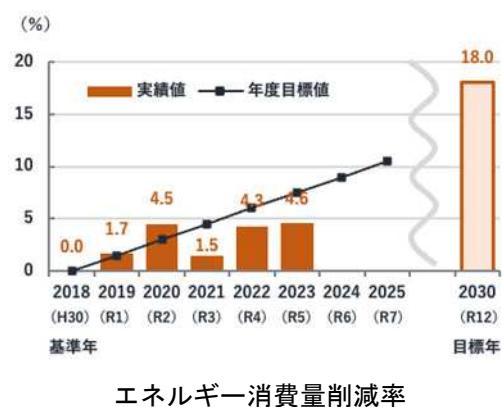
■持続的な発展が可能となる脱炭素社会づくり

＜現状＞

- ・温室効果ガス排出量は基準年度（平成 25 年度）から 27.6% 削減（令和 5 年度）。
- ・エネルギー消費量はピーク時（平成 9 年度）から 31.1% 減少（令和 5 年度）。
- ・建築物への再エネ導入や大規模事業者から中小事業者までを対象とした排出量削減の取組をはじめ、市民・事業者の皆様の御理解と御協力の下、先駆的な施策に取り組んできたほか、国が取り組んでいる「脱炭素先行地域」に令和 4 年 11 月に選定され、文化遺産、商店街、住まい等の脱炭素転換を推進。

＜課題＞

- ・温室効果ガス排出量は着実に削減が進んでいるが、近年削減ペースが鈍化傾向にあり、目標達成に向け、更なる対策の強化が必要。



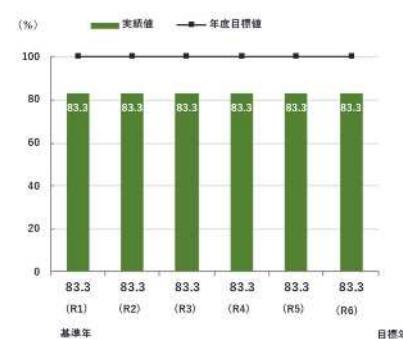
■生物多様性豊かな自然環境と調和した快適で安心・安全な自然共生社会づくり

＜現状＞

- ・京都府と協働で「きょうと生物多様性センター」を設置し、「収集」「利活用」「継承」をテーマに、効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組等を推進。
- ・「チマキザサの再生」をはじめ、「京都らしさ」を支える生きものや里地里山の保全等を推進（自然共生サイトへの認定：10 件、約 257ha）。
- ・生きものの生息・生育や人の健康・安心安全を支える、水や大気は市環境保全基準を概ね達成。

＜課題＞

- ・保全活動の担い手や活動資金の確保等が課題であり、市民・事業者の主体的な保全活動につなげる更なる機運醸成や仕組みづくり等が必要。



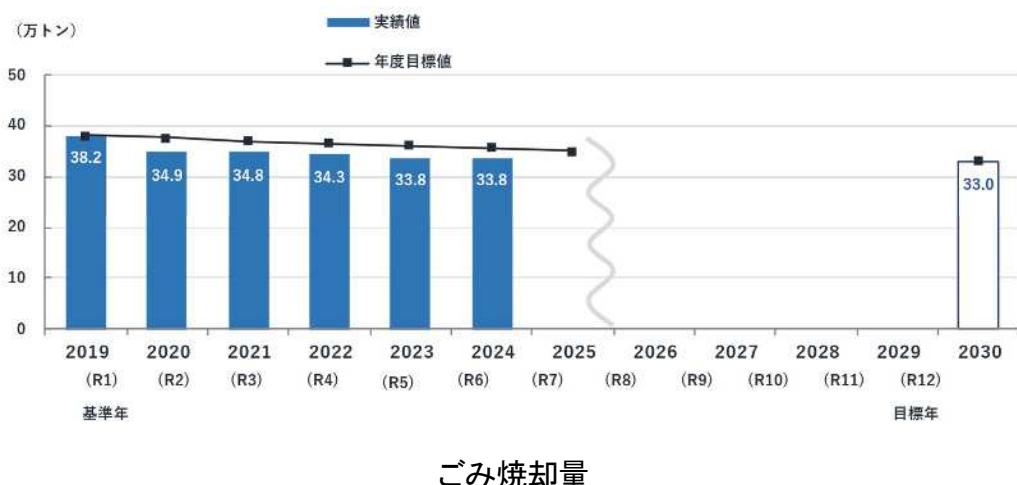
■資源エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図る循環型社会づくり

＜現状＞

- ・ごみ量（市受入量）は、ピーク時から55%減少（平成12年度：82万トン→令和6年度：36.5万トン）し、ごみ焼却量についても57%減少（平成12年度：76万トン→令和6年度：33万トン）。
- ・他の指定都市に先駆けプラスチック製品の分別回収を開始するなど、分別・リサイクルの取組を推進。

＜課題＞

- ・ごみ量は削減が進んでいるが、プラスチックごみ対策をはじめとした「資源循環」に重点を置いた更なる施策展開が必要。



■環境保全を総合的に推進するための「ひと・しくみづくり」

＜現状＞

- ・環境保全活動センター（京エコロジーセンター）、南部クリーンセンター環境学習施設（さすてな京都）及びきょうと生物多様性センター等において、環境教育・学習の取組を推進。

＜課題＞

- ・環境問題への前向きな取組についての回答が停滞状況。市民に環境問題を分かりやすく伝え、行動変容を促す仕組みが必要。
- ・更なる脱炭素化・資源循環の推進、生物多様性の保全・回復に向けては、地域や企業など多様な主体が連携した一体的な取組が必要。



さすてな京都学習プログラムの様子



京エコロジーセンターにおける環境学習

